# 基礎一般研修 「生成AIと法律実務 |

### 2024年2月22日(木)





Matsuo Takayuki 松尾 剛行 (60期)

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士(一弁)、 学習院大学特別客員教授、 慶應義塾大学特任准教授、法学博士 AI・契約レビューテクノロジー協会代表理事、NY州弁護士

### CONTENTS

- AIと憲法・法律
- 2 AIの利活用
- EUのAI法案に見るAI規制の未来像
- 来たるAI時代に向けて

## 憲法

#### ア AIによる差別

当職は、「AIによる差別と公平性―金融分野を 題材に|\*1において、私人間においてAI・アルゴ リズムが用いられ、結果的に差別等が行われた場 合の解決策を論じました。

まず、融資判断等にChatGPT等のAIを利用す る場合には学習するデータに起因する差別が生じ る可能性があります。例えば、従来の人間の銀行 員が行った融資判断データに、当該銀行員の差別 意識が反映されていれば、それを学習することで 差別が再生産されます。

また、不正対策に Chat GPT 等の AI を利用する 場合に、Hallucination(幻覚)や上記の差別等 を原因としてえん罪が生じれば、その被害は重大 です。オランダでは、社会保障や税の不正受給・ 環付等を特定するための機械学習アルゴリズム が、貧しい地域に住む人に対し不当に育児手当等 を返還させ、問題となりました\*2。

融資AIの寡占化により、特定の属性を持つ人々 がどの銀行に行っても融資を断られる状況(バー チャルスラム)が発生するリスクもあります。

そこで、透明性を確保し、差別による不当な判

<sup>※1</sup> 成原慧=松尾剛行「Alによる差別と公平性一金融分野を題材に」個人金融(2023冬) (https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2023winter\_articles02.pdf) ※2 岩佐淳士「突然、詐欺犯のぬれ衣…オランダ、AIが標的にした2万6000人」毎日新聞、2022年6月1日(https://mainichi.jp/articles/20220530/k00/00m/030/196000c、2023年6月23 日最終閲覧)

断だとして異議を申し立てることができるように すべきです。

もちろん、ChatGPTは便利なツールですが、 ChatGPTを支援に利用するに留め、人間自身が AIの提示する内容を検証した上で判断し、その 判断の理由を説明することが重要です。

### イ AIに実質的に人間の意思決定・自己決定権が 奪われる危険

AIによる決定の自動化は、人間の自己決定権 を奪うリスクがあります。例えば、ターゲティン グ広告においてAIが人の正常な判断が難しいタ イミングを「狙い撃ち」にして、購入を促すこと が批判されています。さらに、AIの高度化により、 人間はビッグデータに基づくAIの判断に依存し 始め、様々な決定をAIに全面的に依存して実施 するかもしれません。このような状況では人間の 自律性が問われます。

### ウ AIデバイド

AIの普及が進む中、AIを利用できる人と利用 できない人の格差が注目されています。将来的に は生活保護でAI関連費用の支援や、職業訓練で のAIリスキリングが必要になる可能性がありま す。

### 2)著作権法

#### ア はじめに

「AIと著作権に関する考え方について | \*\*3 と [AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ | \*4が 参考になります。

### イ 学習段階

AI 開発のための学習データ作成は著作権法30

条の4の適用が問題となります。

### ウ プロンプトとしての入力

プロンプトとして特定の著作物を入力し、その 本質的特徴を保持する著作物を出力しようとする 場合には、依拠性が肯定される可能性が高まりま す。

#### エ 出力結果の利用

AIによる論文要約は特に元の論文の表現の本 質的特徴が残るような形であれば、著作権侵害の 可能性があります。なお、AI生成物につきユーザー は著作権を取得できない可能性が高いものの、 ユーザーによる修正部分について新たに著作権が 生じる可能性があります。

### 3 その他の知財

### ア パブリシティ権

それが肖像等の有する顧客吸引力を無断で利用 したといえる場合\*5である限り、パブリシティ権 侵害は「その人の写真」を現に利用したり、依拠 したりすることまでは求められていません<sup>\*6</sup>。

例えば、i2i (image to image) で特定の芸能 人の画像を無断で生成し、広告に使うとパブリシ ティ権侵害の可能性があります。

#### イ 特許権

AIが発明段階に関与する場合について、少な くとも日本の特許庁は、「人工知能(AI)等を含 む機械を発明者として記載することは認めていし ません\*7。自然人の発明者がAIの支援を受ける ことになります。東京地裁(東京地判令和6年5 月16日)は、AIを発明者とする特許出願は現行 法上認められないとしました。

<sup>\*3</sup> https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901 01.pdf \*4 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528 ai.pdf ※5 最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁 ※6 松尾剛行「画像生成AIと実務、個人情報保護・肖像権」映像情報メディア学会2023年年次大会「企画セッション4] 「画像生成AIをめ ぐる法的・倫理的課題」報告及び松尾剛行「サイバネティック・アバターとパブリシティ権~場合分けによる分析~「サイバネティック・アバターの法律問題」連載7回」(https://www.icr.co.jp/ newsletter/wtr415-20231030-keiomatsuo.html) 参照 ※7 https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html

AIを活用した特許出願書類分析、作成、審査サー ビス等が増加しており、知財担当者と弁理士が内 容を考えるものの、AIの支援を受ける将来像が 見込まれます。

### ウ 商標権

画像生成AIによるポスター作成時、他人の登 録商標や類似商標が含まれる場合、特に商業利用 の前には商標調査が必要です。

商標は特許と異なり自然人の創作を要求せず、 他の要件を満たせばAIが作成したロゴであって も商標登録可能です。

### 工 意匠権

生成AIをデザイン検討に利用する場合、他人 の意匠権を侵害しないよう留意すべきことは商標 権について述べたとおりであり、創作者の点も特 許権における発明者に関する議論が参考になりま す。

### 4 個人情報保護法

### ア はじめに

生成AIの利用における個人情報保護は重要で あり、個人情報保護委員会が注意喚起を公表して います\*\*8。

#### イ 利用目的制限

AI利用による分析を利用目的として特定し、 通知またはプライバシーポリシー等で公表する必 要があります (ガイドライン通則編3-1-1※1)。

#### ウ 要配慮個人情報規制

要配慮個人情報を同意なく取得することは原則 として禁止されていますが、AI開発の過程で要 配慮個人情報を取得しないかが問題となり、上述 の注意喚起が参考になります。

#### 工 第三者提供規制

第三者提供規制遵守のための同意、個人データ ではなく個人情報、委託、クラウド例外等の立て 付けの検討が必要です。

### 5 弁護士法

2023年8月1日法務省は「AI等を用いた契約 書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第 72条との関係について」\*\*9を公表し、法務省と して初めて正式な書面でリーガルテックと弁護士 法第72条の関係について包括的に解説しました。

### 6 業法と民間事業者

### ア はじめに

生成AIを組み込んだ場合にそれだけで業法の 縛りが解けるものではありません。業法規制の適 用の有無を判断する際は、各事業者が何を行うか、 それが例えば許認可が要求される要件や行為規制 発動の要件を満たすかというのが問題となりま す。

#### イ 金融規制

金融規制がかかるか否かについては、生成AI の機能のみにフォーカスするのではなく、問題と なる事業者が生成AIを組み込んでどのようなサー ビスを提供しようとしているのかがポイントで す。

なお、金融関係では基盤モデル提供事業者の利 用規約(後述 10 参照)で金融サービス提供目的 での当該基盤モデル利用が制限されている可能性 にも留意すべきです。

### ウ 医事法

医師法17条(「医師でなければ、医業をなして

はならない。」)との関係では、AIを参考として 利用することは可能ですが、AIの提示する情報 以外の情報も踏まえて医師がその責任で最終判断 すべきです\*10。

なお、医師によらない遠隔健康医療相談として 一般的な医学的な情報の提供や、一般的な受診勧 奨に留まるものであれば、医師法の規制対象とな る医行為ではないことから、AIを利用してその ような範囲の情報提供をすることはただちに業法 には違反しないとされています。しかし、それが 生命・身体・健康に直結する以上、だからといっ て不正確な情報の提供を行ってもいいという話で はありません。

### 工 電気通信事業法

AIを利用したサービスへの電気通信事業法の 適用については、具体的なサービス内容によって 該当性が判断されます\*11。

### ■ 7 行政による活用と行政法

行政がますます幅広くAIを活用する中、その 透明性の問題、AIが提供した誤情報への信頼保護、 AIによる損害に関する国家賠償責任、AIの利活 用と民営化や民間委託との比較そして、行政は AIとどう付き合うべきか等については統治機構 の機械化と法という問題として研究が始まってい ます\*12。

### 8 生成AIと取引

#### ア 契約法

取引、例えば注文を行う際にAIを利用する場合、 当事者としてAIの判断に従う意思があれば、そ の意思通りに契約が成立すると考えるべきことが 多いでしょう。ただ、企業が利用するAIシステ ムの不具合によって個人にとって契約上の不利益 が生じたとしてその不利益を個人に押し付けるの は公正な結論ではないと指摘されています\*13。

例えばある企業や個人が売買の意思表示をする bot を生成 AI を利用して作成してそれで自動で売 買をして利益を得ていたところ、ある日不具合が 発生して想定しない取引をして損をしたというな ら、AIの誤動作のリスクを取っていたと評価さ れてもやむを得ないように思われます。

これに対して、企業の利用するAIシステムを 使った契約として、企業がメールでの契約交渉の やりとりをAIに委ねるという事態が想定されて いるようです\*14。例えば、企業がAIを利用して 消費者との契約交渉を行う場合、AIの不具合に よる詐欺的勧誘があれば、それは消費者法を適用 すべきです (イ参照)。逆に、AIが過度に消費者 に有利な契約内容を消費者に提示した場合も、人 間の担当者のミスと同様に扱われるべきです。実 務的には契約の最終確認を人間が行うなどの対策 により、AIに関連する問題を回避することが可 能です。

#### イ 消費者法

AIによる「オススメ 表示が消費者契約法上 の「勧誘」だとするように読める議論\*15があり ますが、ここでその結論を導き出す上での先例と

※10 松屋剛行「医療分野におけるAI及びロボットに関する民刑事責任-手衛用ロボットを利用した手術における医療過誤の事案を念頭に-|Law and practice 12号83頁(https:// sd6ed8aaa66162521.jimcontent.com/download/version/1571381456/module/8922561376/name/12 4.pdf)及び松尾剛行「健康医療分野におけるAIの民刑事責任に関する検討 -AI画像診断(支援)システムを中心に-JLaw & Practice 13号(https://sd6ed8aaa66162521.jimcontent.com/download/version/1602141751/module/9076032076/name/13-7. pdf)を参照 ※11 総務省「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」(https://www.soumu.go.jp/main\_content/000477428.pdf) ※12 久末弥生編「都市行政の最先端 法学と政治学 からの展望」(日本評論社、2019年)第6章 「都市行政とAI・ロボット活用」を担当、松尾剛行「行政におけるAI・ロボットの利用に関する法的考察」情報ネットワーク・ローレビュー第17巻(2019年) 92頁以下、松尾剛行「ChatGPT時代の行政におけるAIの利用にあたっての法的課題 AIの利用に伴う透明性の問題(1)」戸籍時報2023年8月号vol.842、松尾剛行「ChatGPT時代の行政にお けるAIの利用にあたっての法的課題(2)AIの提供した誤情報への信頼保護及び国家賠償責任」戸籍時報2023年9月号vol.843、松尾剛行「ChatGPT時代の行政におけるAIの利用にあたっての 法的課題(3)AIの利活用と民営化や民間委託との比較及び行政はAIとどう付き合うべきか」戸籍時報2023年10月号vol.844、松尾剛行「ChatGPT時代の行政におけるAIの利用にあたっての法 的課題(4·完)行政におけるChatGPTの利用実務」戸籍時報2023年11月号vol.846、及び松尾剛行·田口裕太「行政におけるAI利用の法的課題」都市問題2024年2月号参照 ※13 増田雅 史・輪千浩平編著『ゼロからわかる生成AI法律入門 対話型から画像生成まで、分野別・利用場面別の課題と対策」(朝日新聞出版、2023年)66頁 ※14 前掲※13同63頁 ※15 前掲※13同 70頁「消費者の意思形成に直接影響を与える不特定多数向けの広告が「勧誘」に該当し得ると考えられていることからも、消費者が生成AIに一定のワードを打ち込んだことに対応して、当該ワード に関連する商品やサービスを生成Aにより「おすすめ」のものとして提案する場合、それが広告の目的で表示されているのであれば、事業者による「勧誘」に該当するといえます。」

して想定していると思われる最判平成29年1月 24日\*16は「事業者等による働きかけが不特定多 数の消費者に向けられたものであったとしても、 そのことから直ちにその働きかけが法 (注:消費 者契約法のこと) 一二条一項及び二項にいう「勧 誘」に当たらないということはできない」とする だけです。そこで、単なる「おすすめ」文言の生 成の程度であれば必ずしもこれに該当するとは言 い切れないように思われます。

ただ、単なる「おすすめ」文言の生成の程度を 超えて、具体的な勧誘のやりとりが行われるので あれば、消費者契約法上の「勧誘」該当性が肯定 される可能性もあり、対話AIの具体的挙動によっ ては消費者契約法に基づき取り消し得る可能性が あります\*17。

### ウ 広告法

生成AIで作られた画像、動画(OpenAIの Sora等)やコピーを広告クリエイティブに使う ことはそもそも知財等の観点からリスクがありま す\*18。加えて、作成された広告クリエイティブ において、「実際のものよりも著しく優良である と示 す (景表法5条1号) 等とみなされれば、 景表法違反となります。

これに対し、アイディアだけを参照するとか、 イメージ共有のためのラフを作成するだけならり スクは低くなる\*\*19ものの、例えば「良い広告は 危ない|\*20のように、いいアイディアが出たと思っ てもそれが景表法等に違反する可能性がある以 上、人間の担当者による精査が必要です。

### 9)生成AIと犯罪

#### ア 詐欺等の知能犯

生成AIは詐欺などの犯罪を促進する可能性が

あります。以前は人間が文章を作成して送信して いたのが、生成AIを使えば個別の状況に応じ、 受領者の言語を利用した詐欺メッセージを生成し やすくなり、だまされやすくなります。

### イ 教唆・幇助

精神的助力、共感等の問題もあります。例えば、 自分は「義賊」になりたいと思った場合に、AI に相談すると、共感的なコメントをするAIから 肯定的な返答を得て、現実に強盗に入ってしまう かもしれません\*21。

### ウ ハッキング (不正アクセス禁止法等)

生成AIに、このようなプログラムを組んでと いうと組んでくれますが、プログラミング能力が ない場合でも低レベル\*22なハッキングソフト (script kiddy) を作れます。しかし、多数アタッ クすれば情報セキュリティ意識が低い企業もある ので、確率的には侵入して情報を抜き取るとか、 システムをダウンさせることができるかもしれま せん。令和6年には生成AIを利用してウイルス ソフトを作ったとして逮捕事例が出ています。

#### エ フェイクニュース

ラジオ番組の司会者が金銭の横領で提訴されて いるという偽情報が生成AIによって回答され、 それが拡散された事案があります\*23。

プラットフォームサービスに関する研究会第三 次とりまとめ\*24は、「大規模言語モデル(LLM)は、 偽情報を含む文章生成ツールに用いられるリスク もある一方で、偽情報を検知するためのツールに 用いられる可能性もある。| としています。

#### オ 悪いのはAIか人か?

ツールが悪いのか、それともツールを使う人が 悪いのかというのは永遠の課題です。

※16 最判平成29年1月24日民集 第71巻1号1頁 ※17 前掲※13同71頁参照 ※18 松尾剛行「実践編 広告法律相談125問」(日本加除出版、2023年)33頁以下 ※19 前掲※18同35頁、 205頁 \*\*20 松尾剛行「第2版 広告法律相談125問」(日本加除出版、2022年) \*\*21 これは自殺でもあり得るところ、いわばAIが自殺幇助をやっているようなものです。 \*\*22 低レベルという意 味は、きちんと防御している企業等には効かないということです。 ※23 なお、事業者ガイドラインは「テレビ番組」としており、ハルシネーションと思われます。(https://forbesjapan.com/ 

ChatGPTそのものへの規制と異なり、Chat GPTといった基盤モデルを利用して犯罪のため のツールを作ることは、当然規制されるべきです。

問題は、そうではない、良い目的にも悪い目的 にも使えるツールです。基本的には Chat GPT 等 が様々な目的に利用される以上、悪意のある利用 を利用規約で禁止し、そのような利用をした人の アカウントを停止すること\*\*25、「そのような回答 は生成できない」と回答する等の対策が求められ るでしょう。ただ、そのようななすべき対応を行っ ている限り、悪い目的でも使えることだけをもっ てChatGPT等を規制すべきではありません。

### 10 利用規約レビュー上の留意点

#### ア はじめに

AIサービス、特にChatGPT等の生成AIの利 用規約の特徴は、原則として修正が効かず、利用 を検討する企業としてはそのリスクを検討し、利 用するか否かの判断をすることになる場合が多い です。特に多くの基盤モデルで同様であって、そ れ自体はやむを得ないとして、リスク低減策を検 討すべきものがあることが重要です。

ChatGPTの利用規約群を構成するものには、 Terms of Use \*\* 26 , Privacy Policy \*\* 27 , Service Terms \*\*28, Data Processing Addendum \*\*29, Plugin Terms \*\*30, Service Credit Terms \*\*31, Business Terms\*32, Usage Policies\*33, Brand Guidelines\*34等、様々なものが存在します。

例えばプライバシーポリシーについて既に日本 語版が提供されるようになっていることは広く知 られていることでしょう。

#### イ 継続・費用リスク

ChatGPTの利用規約には、突然のサービス終

了や価格変更の可能性が記載されています。これ らは法的リスクにとどまらず、事業計画や採算性 にも影響します。

#### ウ 利用制限や、利用に際しての情報開示等

Usage Policies @ Building with the OpenAI API Platform2aで「テイラーメイドの (tailored) 法的な、医療・健康又は金融上のアドバイスを、 有資格者のレビュー並びにAIの支援を受けてい ること及び潜在的制限を開示することなく提供す る」\*\*35ためにChatGPTを利用することが禁止 されていること等、利用制限や、利用に際しての 情報開示等が規定されていることが重要です。

### エ 文字通りに適用されるとは限らない授権規定

Service TermsのContentのYour Contentで は「あなたとOpenAIの間で、そして適用法が許 す限り、あなたは(a)入力物及び(b)出力物に 対するオーナーシップを保持します。当社はあな たに出力物に関するすべての権利、所有権及び利 益を譲渡する\*\*36。」としてChatGPTの生成物に ついては利用者に対して授権がなされています。 ただし、それは決してAI生成物について著作権 が生じ、当該著作権を利用者が持つといった、対 外的なものではなく(それが困難なことは2)参 照)、あくまでも、OpenAIはその(利用規約に 違反しない) 利用に文句を言わない程度のものと 理解すべきです。

#### オ頻繁な改訂

これらの利用規約群は頻繁に改正されていま す。昔一度利用規約を確認したとしても、アップ デートがされていないか定期的に再確認すべきで す。

<sup>※25</sup> https://openai.com/blog/disrupting-malicious-uses-of-ai-by-state-affiliated-threat-actors参照 ※26 https://openai.com/policies/terms-of-use ※27 https:// openai.com/ja/policies/privacy-policy \*\*28 https://openai.com/policies/service-terms \*\*29 https://openai.com/policies/data-processing-addendum openai.com/policies/plugin-terms \*\*31 https://openai.com/policies/service-credit-terms \*\*32 https://openai.com/policies/business-terms \*\*33 https://openai. com/policies/usage-policies \*\*34 https://openai.com/brand \*\*35 Providing tailored legal, medical/health, or financial advice without review by a qualified professional and disclosure of the use of Al assistance and its potential limitations \*\*36 As between you and OpenAl, and to the extent permitted by applicable law, you (a) retain your ownership rights in Input and (b) own the Output. We hereby assign to you all our right, title, and interest, if any, in and to Output,

### 11 生成AIとメタバース

AITuberとは、バーチャルの身体を用いたAI が配信するYouTuberであり\*37、様々な仕組み がありますが、例えば、YouTubeのコメントの 文字列を取得し、これをもとに生成AIで返答を 作成し、その返答を音声として発話する等、人間 の「中の人」がやりとりをするのではなく、AI とやりとりをします\*38。

AIは現行法上権利帰属主体とはならず、「中の 人」がいないのだから誰にも権利が帰属しない点 については、そもそもAITuberを作成し、運用 する自然人又は法人が存在するところ、そのよう な「背後者」が特定のプログラム(又はプロンプト) を利用してAIに配信を指示していることが重要 です<sup>\*39</sup>。

### 12 その他

#### ア 独禁法

独禁法については別途セミナーを開催しました\*40。

#### イ 営業秘密

ChatGPTに営業秘密や、第三者から秘密保持 契約を締結して受領した情報を入力することには 問題があり、社内ルール策定が重要です。

#### ウ 不正検知

ChatGPT を不正検知に使用する際はHallucination(幻覚)等によるえん罪を防ぐため、結果 の正確性を慎重に確認しなければなりません。AI の出力を刑事罰や懲戒の根拠とする場合、法的な 説明責任を果たす十分な検証が必要です。

#### I M&A

AI企業のDD上の留意点については既に論考を

公表しています\*\*41。

### ΔΙの利活用

## **1 ● 生成AIの可能性と限界**

これまで「限界」と思われていたものが次々に 「突破」され、多くの可能性が拓けています。現 時点で一番の限界は、弁護士にとって、守秘義務 との関係で安心して入力することができるデータ の範囲が狭いことです。

今後、弁護士会のルールが公表され、この点が クリアされると、AIが間違えることに焦点が当 たるようになるでしょう。

AIの誤りを除去するため、従来型の弁護士と しての能力をもとに、AIが出してきたものを検 証しながら、AIをツールとして利用することが 重要となります。

### 2 先進企業の生成AIの利活用方法

企業が生成AIを利用するにあたっては、各組 織が自らの特徴に応じてAIの受容度(「社内受容 性」)を考慮し、対応方針を決定しています。

例えば、言語生成AIを契約して従業員に利用 させる企業が増えました。アンケートや議事録の 作成などの自社の成功事例をもとに、テンプレー トを作成し普及させる取り組みが進んでいます。

RAG(検索拡張生成)といわれる独自データ を利用したより有用な回答生成を試みる企業も増 えています。

※37 阿部由延『AITuberを作ってみたら生成AIプログラミングがよくわかった件』(日経BP、2023年)11頁 ※38 前掲※37同20頁以下参照 ※39 https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr422-

### 3 弁護士実務における利活用方法

ChatGPT はアイディア出しやブレインストー ミングの支援ツールとして有用であり、特に正解 がない分野での活用が推奨されます。有用なアイ ディアを多数生成し、その中から良いアイディア を選び出すことで、創造的なプロセスを助けるこ とができます。しかし、生成されたアイディアの 質を高めるためには、専門家としての知識や経験 をもとにした質問(プロンプト)を工夫する必要 があります。一方で、文書作成においてChat GPTは若手ビジネスパーソンレベルの文章を作 成できますが、最終的な確認と編集は人間が行う べきです。生成AIの進化により法律文書は生成 するものの、あくまでひな形としての利用に留め ることが重要です。

### 4 最近の具体的利用例

#### ア 松尾bot

筆者の自著のデータをChatGPTに読み込ませ てそれに基づき「松尾さん」と呼びかけて質問す ると、まるで筆者のような回答をさせることがで きます。

### イ ディスカッション研修

プロンプトを工夫することで、受講者がChat GPTとディスカッションをする中でより深く学 習することができます。

### 5 リーガルテックへの組み込み

複数のリーガルテック企業がChatGPT等の大 規模言語モデル(LLM)をプロダクトに組み込ん でおり、契約書レビューなどのサービスを効率化 しています。契約書の表記方法を反映した修正例 をChatGPTで生成する、AIを活用してナレッジ マネジメントを強化する等の動きが注目されます。

### 6 分野別リーガルテックの現状と限界

#### ア 契約レビュー

### (ア) 指摘の内容が細か過ぎる?

AIによる契約レビューはその類型に関する一 般的指摘事項を網羅していますが、全ての指摘事 項が具体的場面で有用とは言えません。それを選 別するユーザーの能力が必要です。

### (イ) 例文が使えない?

一般的な例文しか提供されていないところ、今 後はAIを使った、原語的に平仄があった例文が 提供されるでしょう。

### (ウ) テイラーメイド契約には使えない?

とはいえ、依然としてテイラーメイドの新規・ 複雑な契約は、弁護士による手作業が必要です。

### (エ) 弁護士がリーガルテックを利用して更に活 躍する未来が待っている!

契約レビューテクノロジーは発展し、一般的な 契約に対して便利になりますが、個別具体的な事 情に完全に対応することは困難です。弁護士は リーガルテックの支援を受けながら、正解がない 対応においてその強みを発揮するでしょう。

#### イ ナレッジマネジメント

### (ア) ナレッジマネジメントと弁護士業務の高度化

ナレッジマネジメントは関連する契約やリサー チ結果の参照を瞬時に可能にし、弁護士の効率を 大幅に向上させます。

### (イ) ナレッジマネジメントの悩みと、リーガル テックによる解決の可能性

ナレッジマネジメントは弁護士の業務効率化に 大いに貢献する可能性があります。

### (ウ) リーガルテックを利用したナレッジマネジ メント時代だからこそ弁護士が活躍できる 理由

過去の情報がわかっても、必ずしも目の前の案 件での対応は確定しません。ナレッジマネジメン トツールの支援を受けながら、弁護士は個別事情 に即した「正解のない」対応でその価値を増しま す。

### ウ リサーチ

### (ア) ChatGPTでリサーチをしてはいけない理由

ChatGPTはインターネット上のデータに基づ いて回答をしていますから、普通にChatGPTを 使うだけではダメなリサーチしかできません。加 えて、hallucination(幻覚)による誤情報のリ スクを認識する必要もあります。

### (イ) 法律書・判例・雑誌等データを利用したリサー チ系リーガルテックの高度化

リーガルテック各社は、インターネット外の書 籍データ、雑誌データ、判決データ等の弁護士や 法務担当者と共通の資料を利用したリサーチ系生 成AIプロダクト開発のため日々努力しています。

### (ウ)「正解」がある範囲でAIが一人勝ちしても 弁護士が優位性を保ち続ける未来像

将来、一部のリーガルテックが信頼される情報 源となる可能性がありますが、一般論を超えた個 別事案への対応は引き続き弁護士が価値を発揮す べき領域です。

# **EUのAI法案に見る** AI規制の未来像

### 1 AI法案

2024年1月26日付けで2023年12月に政治合 意が成立したEUのAI法 (AI規則) のほぼ最終 ドラフトが公表され\*\*42、同年5月14日付けのも の\*43が校正時の最終版と思われます。同年5月 21日に成立し、2026年に施行される予定です。 筆者は既にこの点についてある程度包括的な解説 を公表済みです\*\*4。

特に興味を惹くのは、foundation model (基 盤モデル)とも呼ばれていた general purpose AI (汎用目的 AI, GPAI) 及び、generative AI (生 成AI)対する規制です。

### 2 汎用目的AI

AI法3条66号は、汎用目的AIモデルを、顕著 な汎用性を示し、広範囲な異なるタスクを有能に遂 行することができ、多様な下流のシステムやアプ リケーションに統合可能なもの等と定義します\*\*45。

汎用AIに対する規制として、汎用目的AIにつ いては、汎用目的AIの定義に該当するAIの提供 者が、委員会に通知する義務等が課せられ、その 他、モデルの技術文書の策定と更新、汎用目的 AIモデルをAIシステムに統合したAIシステム提 供者に対する情報提供等、著作権法を尊重するポ リシーの実施、AIオフィスの提供するテンプレー トに基づき汎用目的AIモデルの訓練に用いたコ ンテンツに関する十分に詳細なサマリーを策定 し、公表する義務、代理人を置く義務等を負い、

\*42 Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council laying down harmonised rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act) and amending certain Union legislative acts-Analysis of the final compromise text with a view to agreement, (https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-5662-2024-INIT/en/pdf, 2024年2月15日最終閲覧) ※43 https://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-24-2024-INIT/en/pdf ※44 松尾剛行「成立間近のEU「AI法」で留意すべきAI利用者への影響-政 策パッケージの動向を国内金融機関として注視すべし-|金融財政事情2024年3月5日号34頁 ※45 'general purpose Al model' means an Al model, including when trained with a large amount of data using self-supervision at scale, that displays significant generality and is capable to competently perform a wide range of distinct tasks regardless of the way the model is placed on the market and that can be integrated into a variety of downstream systems or applications.

監督に服します。

システミックリスクをもたらし得る汎用目的 AIモデルに対しては、上記で述べた義務に加え、 以下の義務が課せられます。

(a) システミックリスクを特定し、軽減するた めのモデルの敵対的テストの実施・文書化を含む、 最新の技術を反映した標準化されたプロトコルと ツールに基づくモデル評価を実行する、(b) シス テミックリスクをもたらし得る汎用AIモデルの 開発、上市、又は利用から生じる可能性がある、 その源泉を含むEUレベルにおいてもたらし得る システミックリスクを評価し、軽減する、(c)重 大なインシデント及びそれに対処するための可能 な是正措置に関する関連情報を、経時的に記録し、 文書化し、AIオフィス及び適切な場合には国内 の所轄当局に対し、不当な遅滞なく報告する、(d) システミックリスクをもたらし得る汎用AIモデ ル及びそのモデルの物理的インフラストラクチャ に対して、適切なレベルのサイバーセキュリティ に関する保護措置を講じる。

### 3 生成AI

生成AIと汎用目的AIの関係については、AI法 前文において、生成AIが汎用目的AIの典型例で ある(AI法前文99)とか、汎用目的AI、とりわ け生成AIがユニークなイノベーションの機会と ともに、芸術家、作家及び他のクリエイター等へ の挑戦を投げかけていること(AI法前文105)等 が説明されています。AI法50条では、生成AIの 提供者は出力物を機械可読性のあるフォーマット でマークし、ディープフェイクを生成するAIの デプロイ者はその事実を公表しなければなりませ ん。

### ② 包括的な政策パッケージを 見るべきこと

AI法以外のAI規制法も重要です。例えば、機 械規則提案\*\*46、AI法的責任指令案\*\*47そしてデー タガバナンス法<sup>\*48</sup>やデータ法<sup>\*49</sup>等のデータに関 する法令が包括的にAIを規制します\*\*50。そこで、 AI法以外の関連諸法令を踏まえた「政策パッケー ジ」に注目すべきです。

### 5 日本のAI規制の未来像

自民党AIの進化と実装に関するPT WG有志は 2024年2月16日に「責任あるAIの推進のための 法的ガバナンスに関する素案」を公表しました\*51。 G7の「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際 指針」\*\*52、「AI事業者ガイドライン」\*\*53等のソフト ローを中心としている日本政府が、今後EUのAI 法と同様にハードローを利用するようになるかは 注目すべきです。



\*\*46 Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on machinery products (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ liability rules to artificial intelligence (Al Liability Directive) (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0496) #48 Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance and amending Regulation (EU) 2018/1724 (Data THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on harmonised rules on fair access to and use of data (Data Act) (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/ EN/TXT/?uri=COM%3A2022%3A68%3AFIN) ※50 新保史生「AI規制の国際動向 | 都市問題2024年2月号22頁参照 ※51 https://note.com/api/v2/attachments/download/ 0419004/20240419004.html

### 来たるAI時代に向けて

### 【 】AI時代に対応するために

AIに振り回されず、逆に使い回すのに最も重要な こと

ア 「ChatGPTがますます多くのことをできる ようになる中、なぜChatGPTではなくあ なたに頼むのですか?」という質問に答える

「ChatGPTではなくあなたに頼むのはなぜ?」 という疑問は将来的には出てくるでしょうが、例 えば、AIを活用して付加価値を生み出す能力を 示すことで対応が可能です。

### イ AIを知り、体験すること

AIが様々な仕事に入り込む中、AIリテラシー が重要です。自ら体験することが理解への近道で す。

#### ウ 批判的に検討すること

とはいえ、無批判にChatGPTは素晴らしいと いうべきではありません。ChatGPT には多くの 限界があり、その限界を無視することは逆に健全 ではなく、AI利用のリスクを増大させるものです。 だからこそ、むしろAIを批判的に検討し、「こ こは素晴らしいからAIを生かし、ここは限界が あるから人間がフォローする」といった役割分担 を考えるべきです。

#### エ 正解がない分野がカギであること

過去のナレッジ等の既存のものから正解を導き 出せる分野では将来的にはAIが圧倒的に強くな るでしょう。例えば、目の前の案件に一番近い過 去の案件が何で、どのようなロジックでどのよう に判断したか、これは正解があり、今後はすぐに AIが提示してくれる時代が到来します。

しかし、「それと同じことをするのか、異なる ことをするのか、それはなぜか というのは正解 がなく、人間がコミュニケーションをしながら意 思決定し、その責任を取らなければなりません。

### 2 法律事務所としての対応

人間とAIのコラボレーションによる新たな付 加価値の創出の可能性もあります。スモールス タートで利用する方法を検討することが望ましい といえます。初期段階でテクノロジーに興味を持 つ数名が試行錯誤した上で、いわばアンバサダー として効果を事務所全体に広げることが有用で す。組織体制としては、「正解がない」分野でAI を駆使するリテラシーを持つ人材の育成が重要で あり、若手と中堅・ベテランの協働によるチーム 構成や若手がベテランに教えるリバースメンター の活用が効果的です。

### 3 事務所所属弁護士・ インハウス個人としての対応

#### ア はじめに

若い弁護士にリーガルテックのリテラシーが求 められる時代においても、必ずしも全員がAIや ITに関する深い知識を持つ必要はありません。 AIの専門技術を習得して付加価値を出す方法は 一つのアプローチに過ぎず、自身に合った方向性 でキャリアの付加価値を発揮することが重要で す。2022年に、『キャリアデザインのための企業 法務入門』(有斐閣)、昨年は『キャリアプランニ ングのための企業法務弁護士入門』(有斐閣)、本 年は『法学部生のためのキャリアエデュケーショ ン』(有斐閣)を書きましたが、各人がキャリア デザインやキャリアプランニングを考えていく必 要があります。

#### イ 短期的観点

短期的観点からみると、AIは「支援」のレベ ルに留まります。例えば、英語が苦手な弁護士が AIを使って英文契約のレビューをする場合、AI の誤りによるリスクが常に存在し、成果物の品質 の「上限」はAIの能力に依存します。しかし、 AIを「支援」ツールとして、既に英語を理解し ている弁護士がAIの生成したひな形をもとに具 体的な文言を決定すれば、効率化を図りつつもリ スクを抑えられます。伝統的な業務遂行能力を持 つ弁護士こそがAIの支援を最大限活用すること ができます。

#### ウ 長期的観点

### (ア) リスキリングでAIのリテラシーを学ぶと 「引っ張りだこ」の人材になれるか?

AIのリテラシーを学ぶことで、競争力を高め、 高付加価値人材になることができるのでしょう か?2040年におけるAIリテラシーは、2023年 時点におけるパソコンのリテラシーと同様の、い わばコモディティとして、誰でもAIを使えない といけないものの、AIを使えるからといって引っ 張りだこにはならないでしょう\*54。

#### (イ) 薦めない分野

個人的には「正解のある | 分野は将来的にAI がますます大きな役割を果たすため将来に向けて 強化する分野としては、あまり薦められません。 例えば、翻訳や一般論のリサーチ等の正解がある 分野でAIと真っ向から勝負することはお勧めし ません。しかし、人間の活躍の場はそれだけでは ないはずです。

#### (ウ) インハウスとしての対応

法務の行うアウトソーシングマネジメントの対 象にAIやリーガルテックが含まれるようになり、 「自分自身で手を動かして調べる」能力よりも「ほ かの人やAIをうまく使って案件をマネージする」 能力が重要になる時代です。『キャリアデザイン のための企業法務入門』で述べた「良き法務担当 者は良きビジネスパーソンである」という観点が より重要になります。

#### (エ) 事務所所属の弁護士としての対応

AIの限界を超えるためには、AIを超える「もっ ともな」判断が求められます。リスクを踏まえた 交渉や意思決定の支援、コミュニケーションの質 も重要です。AIに実現できない自分の付加価値 を見出し、依頼者に対して提供できることがカギ となります。

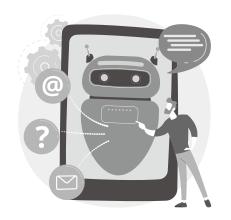
### (オ) 正解のない部分で付加価値を発揮する!

とりわけ、以下のような「正解のない」部分で 引き続き弁護士は付加価値を与えられるでしょ う。

- ●具体的事案に照らしてAIに尋ねるべき内容が 何かを考える(依頼者と協力してこれを考える サポート)
- AIの一般論を具体的事案に適用
- ●コミュニケーション
- ●ルール作り、組織体制作り
- ●「この人」の意見が聞きたいと思われるように なる
- ●ニッチな分野を狙う

等々、色々な未来が待っています!

(本講演録は早稲田大学博士課程の杜雪雯さん に整理いただきました。ここに感謝の意を表しま す。)



 $N_{\rm F}$